

鳴門教育大学教務委員会規程

令和 8 年 2 月 27 日

規程第 4 号

改正 令和 8 年 3 月 11 日規程第 76 号

(設置)

第 1 条 鳴門教育大学教授会規則（平成 16 年規則第 5 号）第 9 条の規定に基づき、鳴門教育大学教授会に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長 1 名
- (2) 学長が指名する特命補佐 1 名
- (3) 人間教育専攻及び高度学校教育実践専攻の各コースに配属された教員から各 1 名
- (4) 教育実習総合支援センター所長
- (5) 教務部教務課長
- (6) その他学長が指名する者 若干名

(任期等)

第 3 条 前条第 3 号に規定する委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 6 号に規定する委員の任期は、学長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 2 条第 1 号に規定する者を、副委員長は第 2 条第 2 号に規定する者（学部教育担当）及び委員の互選により選出される者 1 名（大学院教育担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第 5 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成及びその実施に関する事項
- (2) 学生の身分（賞罰を除く。）に関する事項
- (3) 卒業及び修了の認定に関する事項
- (4) 内部質保証に関する事項
- (5) その他教務に関する事項

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(陪席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の陪席を認めることができる。

2 陪席者は、議事に参加できない。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。
(専門部会等の設置)

第8条 委員会に必要がある場合は、専門部会等を置くことができる。

2 専門部会等の設置、組織その他必要な事項は、別に定める。
(事務)

第9条 委員会の事務は、学生支援部教務課において処理する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 鳴門教育大学学校教育学部教務委員会規程(平成16年規程第49号)

(2) 鳴門教育大学大学院学校教育研究科教務委員会規程(平成16年規程第50号)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。